

貨物利用運送事業法（外国人国際貨物利用運送事業を除く）

1. 案内情報

- 手 続 名：・第二種貨物利用運送事業の事業計画及び集配事業計画の変更の認可又は届出
- 手 続 根 拠：・貨物利用運送事業法第 25 条第 1 項、第 3 項
・貨物利用運送事業法施行規則第 20 条、第 21 条、第 22 条
- 手 続 対 象 者：・第二種貨物利用運送事業者で事業計画又は集配事業計画を変更しようとする者
・軽微な変更にあつては、変更したとき
- 提 出 時 期：・事業計画又は集配事業計画を変更しようとするとき
・軽微な変更にあつては、変更したとき
- 提 出 方 法：・事業計画変更認可申請書又は集配事業計画変更認可申請書又は変更事前届出書若しくは変更事後届出書を作成し、当該事業の提出先へ提出して下さい。
・鉄道貨物利用運送事業
・内航貨物利用運送事業
・外航貨物利用運送事業
・国内航空貨物利用運送事業
・国際航空貨物利用運送事業
- 提出先については、提出先一覧表をご参照下さい。
- 手 数 料 等：・なし
- 添 付 書 類 ・ 部 数：・添付書類については貨物利用運送事業法施行規則第 20 条第 2 項、第 21 条第 3 項、第 22 条第 3 項をご参照ください。
・提出部数については最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。
- 申 請 書 様 式：・最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。
- 記 載 要 領 ・ 記 載 例：・最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 相 談 窓 口：・別添「貨物利用運送事業・相談窓口一覧」をご参照ください。
集配事業計画のみ変更する場合には、当該事案を管轄する地方運輸局にご相談ください。
- 受 付 時 間：・最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。
- 申 請 書 提 出 先：・別添「提出先一覧」をご参照ください。
- 連 絡 先：・別添「連絡先一覧」をご参照ください。

3. 手続情報

- 審 査 基 準：・貨物利用運送事業法第 25 条第 2 項（第 23 条）
- 標 準 処 理 期 間：・2 ヶ月～ 3 ヶ月（他の地方運輸局等を経由して申請される事案又は他の地方運輸局等へ照会を要するものにあつては、1 ヶ月を追加する。）
- 不 服 申 立 方 法：・行政不服審査法の規定による。